

GENKIスポーツクラブの運営に当って

理念

私たちは、スポーツを通じて

元気な身体

元気な仲間

元気な社会を創ります

【GENKIスポーツクラブの活動概要】

・グランドスラムベースボールクラブ(設立2008年4月)

3才～小学生の平日の野球スクールです。全員がレギュラーとして野球をはじめの入門コースとして設定しております。

・ゴールデンファイヤーズジュニア(設立2009年1月)

小学低学年より土日に活動する少年野球チーム。名古屋市昭和区を本拠地に各種大会にエントリーします。学年ごとにA・B・Cチームとします。

・GENKIウォーキングクラブ(設立2009年5月)

高齢化社会の若々しい体力の向上と、地域コミュニティーの活性化を趣旨に設立。健康増進とともに自然の素晴らしさを楽しみます。

・名古屋ゴールデンファイヤーズ(設立2018年4月)

GENKIベースボールクラブの最高峰とし、中学生の軟式クラブチーム。

名古屋市西区を本拠地に、高校野球で通用することを目的に活動しております。

・GENKIスポーツクラブ代表 渡邊明穂

事務所所在地 名古屋市守山区天子田3-1312

052-918-2275

GENKIウォーキングクラブ責任者 高橋健太郎 080-4341-1761 ※出欠席等はこちらにお電話ください。

GENKIウォーキングクラブ 会員規約

第一条

クラブ名称 GENKIウォーキングクラブ

事務所所在地 名古屋市守山区天子田3-1312

第二条

クラブの目的

当クラブは、会員相互の親睦と健康増進を図り、仲間とともに自然に親しみながら、個々のペースでウォーキングを楽しむ。

第三条

加入資格及び会員の義務

当事務局は以下の項目を当クラブ加入資格と定め、各会員は各項目すべてを順守する。

- 1、第二条の目的に賛同し、当クラブの名誉・信用を傷つけ又は、秩序を乱す行為等はつつしむ
- 2、野山をウォーキングするという趣旨を十分に理解し、突発的に自然災害等の被害をこうむる可能性がありうることを十分に認識する。
- 3、自己管理を十分に行う能力を有する。
- 4、当クラブの目的を達成する健康状態を有する。
- 5、傷害保険として、スポーツ共済保険に加入する。

第四条

加入手続き・変更手続き

- 1、加入申込者は、当クラブ規定の書式に従って必要項目を正確に記入し書面にて申込みをする。その後、入部金の入金で手続き完了となる。
- 2、加入申し込みは自ら行い、代理人による申し込みは原則受け付けない。
- 3、当クラブ会員は、登録情報に変更が生じた場合、すみやかに所定の書面にて変更手続きを行う。

第五条

活動内容

定期的活動。午前から14時までを基本活動時間とする。

・隔週コース

月2回の参加 第1・3週クラブもしくは第2・4週クラブ

・都度払いコース

ご都合に合わせて参加

祝日はお休みとする。

当クラブのスタッフは、各ウォーキングに随行し、安全管理を行う。

際には、行き先の変更・中止を判断する。
中止の振替は他クラブへの参加及び、規定の催行予定がない日に行う。

第十一条

退部

退部の際は、前月の末日までに事務局への書面での申し出が必要。
期日以外での退部の場合の運営費の返金を行わない。
※例 1月末の退部の場合12月末までの申請とする。

第十二条

会員資格の喪失

当クラブ会員は次の場合に会員資格を喪失する。

- 1、退部届が受理されたとき
- 2、除名されたとき
- 3、死亡したとき
- 4、当クラブが年齢及び、健康上等活動が困難と判断したとき

第十三条

会員が次の各号に該当するときは、スタッフより口頭もしくは書面にて改善の催告をする。催告後も改善されない場合は直ちに除名とし、書面にて本人に通告する。

- 1、当規約第三条に定めた団員義務の不履行があったとき
- 2、3ヶ月間、運営費を滞納したとき
- 3、その他、他の会員に迷惑をかける等、活動のさまたげになるとスタッフが判断したとき

第十四条

会員資格譲渡の禁止

会員資格は本人に限る。

第十五条

廃部規定

クラブの会員数が減少し、運営が困難になった場合、廃部にする。
その場合、加入後3ヶ月に満たない会員については入部金よりスポーツ保険料を差し引いた金額を返金する。

第十六条

規約の改定

本規約は、社会情勢の変動などにより、当事務局が変更を要すると判断した時、全会員に公示する事により改定出来る。

以上

2024年1月1日 改定

「る。